

入札制度等の改正について

令和3年6月 山陽小野田市監理室

1. 土木一式工事における指名基準の改正について

土木一式工事においてはA～D等級までの格付けをしており、当該工事の請負対象設計額に応じて指名業者を選定し、入札を執行しております。

しかし、近年では等級別の入札執行件数に偏りが見られ、特にB等級において、登録業者数あたりの入札件数割合が他の等級と比較して著しく低い状況でした。

そこで、選定基準となる請負対象設計額を改正しました。

【改正前】

等級	選定基準となる 請負対象設計額
A	35,000 千円以上
B	<u>17,000</u> 千円以上 35,000 千円未満
C	5,000 千円以上 <u>17,000</u> 千円未満
D	5,000 千円未満

【改正後】

等級	選定基準となる 請負対象設計額
A	35,000 千円以上
B	<u>14,000</u> 千円以上 35,000 千円未満
C	5,000 千円以上 <u>14,000</u> 千円未満
D	5,000 千円未満

2. 共同企業体の結成基準の改正について

建設資材価格及び公共工事設計労務単価や諸経費等の上昇、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、設計金額が上昇傾向にあること、また、市内業者の施工能力も向上していることから、共同企業体の対象となる請負対象設計金額を見直しました。

【改正前】

区分	結成基準となる 請負対象設計額
土木工事	おおむね <u>1億円</u> 以上
建築工事	おおむね <u>2億円</u> 以上
その他工事	おおむね <u>1億円</u> 以上

【改正後】

区分	結成基準となる 請負対象設計額
土木工事	おおむね <u>1.5億円</u> 以上
建築工事	おおむね <u>2.5億円</u> 以上
その他工事	おおむね <u>1.5億円</u> 以上